

臨時株主総会及び当社普通株主による
種類株主総会招集のための基準日設定公告

当社は、平成 19 年 12 月 7 日(金)を基準日と定め、同日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主をもって、平成 20 年 2 月に開催予定の臨時株主総会及び当社普通株主による種類株主総会における権利を行使することができる株主と定めましたので公告します。

(注)上記臨時株主総会においては、①当社定款の一部を変更し、種類株式を発行する旨の定めをすること、②当社定款の一部を変更し、当社普通株式に会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する全部取得条項を付す旨の定めをすること、並びに③会社法第 171 条第 1 項及び当該変更後の定款に基づく当該株式の全部取得と引換えに別個の当社株式を交付すること、等の議案を付議する予定です。当社は、上記臨時株主総会において上記議案①が決議されますと、会社法上の種類株式発行会社となります。会社法第 111 条第 2 項第 1 号により、上記議案②は、当社普通株主による種類株主総会の承認が必要となりますので、臨時株主総会と併せて当社普通株主による種類株主総会を開催するものです。

平成 19 年 11 月 22 日

東京都千代田区丸の内一丁目 5 番 1 号
株式会社シンプレクス・インベストメント・アドバイザーズ
代表取締役社長 林 正道

株主名簿管理人	東京都港区芝三丁目 33 番 1 号 中央三井信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都港区芝三丁目 33 番 1 号 中央三井信託銀行株式会社 本店
同取次所	中央三井信託銀行株式会社 全国各支店 日本証券代行株式会社 本店及び全国各支店